

第2回新・首里杜構想検討部会 議事録

1. 実施概要

日 時	令和2年10月28日(水) 9時30分～12時10分
場 所	沖縄県立図書館3Fホール
委 員 6名中 6名参加	池田孝之委員(部会長)、田名真之委員(部会長代理)、いのうえちず委員、越智正樹委員 ※WEB参加 上原静委員、神谷大介委員
事務局	【沖縄県】 特命推進課：屋比久義課長、山城博康班長、知念武紀主幹、新垣愛主査 【補助(受託事業者)】 (株)国建：木下能里子、他
関係部局 関係機関	【沖縄県】 土木建築部：宜保勝参事 同部都市公園課：仲本隆副参事、中本吉平主幹、赤嶺涼一主任技師 【那覇市】 都市みらい部都市計画課：島袋正吾課長、平良正樹副参事 同課都市デザイン室：金城聡室長 【沖縄総合事務局】 開発建設部：望月一彦公園・まちづくり調整官 ※WEB参加 【沖縄県】 土木建築部道路街路課：呉屋健一副参事 教育庁文化財課：山田義尚指導主事 【那覇市】 企画財務部企画調整課：花城保副参事 市民文化部文化財課：大城敦子課長

2. 議事録

○事務局(知念主幹)

それでは、お時間となりましたので、これより首里城復興基本計画にかかる有識者懇談会、第2回新・首里杜構想検討部会を始めたいと思います。

委員の皆様こんにちは。本日、司会を務めます知事公室特命推進課知念と申します。

それでは会を始める前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料としまして、「議事次第」A4ペーパー1枚、「出席者名簿」こちらもA4ペーパー1枚、「配席図」、それから「資料1 首里城復興基本計画策定について」これはA4横のパワーポイントの資料、「資料2 首里城復興基本計画策定に関する有識者懇談会・

部会合同会議の意見に対する事務局対応方針」、さらに「参考資料Ⅰ『首里杜構想』の抜粋」となっております。また、さらに、参考資料として、総合事務局の望月調整官のほうから歴史まちづくりについての資料も参考までに配布させていただいております。資料については以上となっております。

さらに、今日、追加で、井上委員のほうから「50年後、どんな首里のまちにしたいですか？」というA4横の資料が配布されているようですので、それも合わせてご確認ください。資料に過不足ないようであれば、これより第2回の首里杜構想の検討部会を始めたいと思います。

開会にあたり、特命推進課長屋比久のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局（屋比久課長）

本日、お忙しい中、各委員の皆様お集り、また、リモートでご参加いただきありがとうございます。本部会に関する事項といたしましては、第1回合同部会のお配りいたしました首里城復興基本方針の「1. 正殿等の早期復元、復元過程の公開」、「3. 首里城公園の更なる魅力の向上」、「6. 新首里杜構想による歴史まちづくりの推進」となっております。本日は、関係部局といたしまして、沖縄県の土木建築部の各担当課、そして那覇市の各担当課、それから沖縄県総合事務局開発建設部の望月調整官にもご参加いただきながら、ご説明等々を申し上げていきたいと考えているところでございます。本日は、新・首里杜構想の検討というものが一つの大きなテーマとなっております。本日は、新・首里杜構想を構築していく上での理念と方針といったものを、ぜひ委員各位の立場から有意義なご意見ご議論をいただければと思います。

では、会に先立ちまして、取組の主体となります、土木建築部の宜保参事が参加しておりますので、一言申し上げたいと思います。

○事務局（宜保参事）

着座にてご挨拶いたします。沖縄県土木建築部参事でございます。

委員の皆さんにおかれましては、本部会のご参加、誠にありがとうございます。第2回新・首里杜構想検討部会開催にあたりご挨拶申し上げます。今年の3月に国の示した首里城正殿等の復元工程表では、首里城正殿の令和8年の完成において、今年度、復元工事の基本設計を行うこととなっており、県は国の復元工事とあわせて正殿復元工事の寄付金活用及び第三者委員会を設置し、火災の再発防止策の発展等に取り組んでいるところであります。首里城火災から1年となる10月31日には、復興の取組として、首里城後之御庭エリアに首里城復興展示室、世誇殿の大型映像設備、女官居室の売店及び休憩室をオープンし、また、首里城復興ウィークの一環として、プロジェクションマッピングや、漆喰シーサーづくりイベント等の復興イベントを実施することとしています。今後も、首里城復旧・復興に向けて国や関係機関と連携し取り組んでまいります。

さて、昭和59年に県が策定した首里杜構想は歴史的な首里城公園の整備や首里城

を中核する首里杜地区、それを取り巻く首里歴史風土保全地区といった今後の歴史まちづくりの方向性を示したのですが、社会環境の変化や時代のニーズ等、新たなまちづくりの視点を踏まえた新構想の必要性が高まっております。本部会では首里城復元にあわせた首里城周辺のまちづくりに向けて、新・首里杜構想の理念や自治体性の在り方についてもご議論したいと考えております。また、部会での議論を踏まえ、今年度、首里城復興基本計画を策定し、次年度以降、新・首里杜構想の実現において国、県、那覇市及び地域と連携しながら、計画的に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

○事務局（知念主幹）

それでは、本日の部会の進行であります池田部会長の方に進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○池田部会長

おはようございます。シナリオに沿って始めたいと思いますが、その前に、規定にもありますが、部会の規約で、部会長が部会長（部会長代理）を指名することとなっておりますので、私のほうから指名させていただきたいと思っております。部会長代理は田名委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（一同異議なし）

よろしく申し上げます。

それでは式次第に沿って、さっそくいきたいと思っております。まずは、ふりかえりということですが、報告事項「第1回合同会議のふりかえり」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（知念主幹）

はい、特命推進課の知念です。私の方から報告させていただきます。

それでは配布資料2をご覧ください。前回の合同会議の委員のご意見から本部会に関するものを抜粋して載せております。この中から主な意見と事務局対応方針についてご説明いたします。

それでは1ページ目の方からご覧ください。No.3ですが、佐久本委員から、県外の方は、沖縄＝首里城と感じていて、観光にも大きな影響を与えているので、首里城と壕などそういったものを散策して回れる仕掛け作りが重要だというご意見がありました。それに対して、県子ども生活福祉部女性力・平和推進課のほうでは、首里城火災後、歴史的価値が再認識された第32軍率いる司令部壕に関する説明板について、設置場所を公園内の案内板に追加表記を行っており、また、同壕の活用については、今年度設置する検討委員会において議論される予定としております。

続いて、めくってNo.6の方です。池田部会長の方から、首里杜構想については、やり残したことが多いと、県、国・県・市が上手くつながったよいまちづくりが大切だと。まち並みを見ていくと歴史・文化を感じ、体感できる基盤整備が、歴史的まちづくりだというご意見がありました。それについて、土建部では、県営区域公園の中城御殿、円覚寺の復元及び未整備箇所の整備に取り組むという回答があります。

続いて、同じく池田委員のNo.8です。那覇市と協働した取組が必要であり、歴まち法など、様々な支援補助も含めた財源等が必要といった意見がありますが、これについては、沖縄県としては、首里城復興基本計画について、新たな沖縄復興計画や新たな沖縄振興のための制度要望等につなげることで、新たな財源についても取り組んでいきたいと考えております。

続いて、めくりましてNo.9、田名委員の方からあります。国では、首里城城郭内に保管されていた重要文化財を城郭外で保管する議論がされていると、その受け皿について中城御殿等が挙げられるが、県の専門委員会設置・検討など国のスケジュールとリンクすることが必要ではないかといった意見があります。それについて、土建部から、中城御殿の早期事業化に向けて取り組むとともに、国の整備計画を踏まえた中城御殿の整備計画の検討を行う。なお、復元整備にあたっては、有識者による検討委員会を設置し検討する予定、との回答があります。また、それに関連して、文化財課のほうでも、円覚寺跡や伊江殿内庭園等については、専門家の検討委員会のほうで、整備方針等を検討しながら進めているところですよといった回答があります。

それから、No.11、上原委員からあります。首里城そのものが戦跡であり、琉球の歴史・文化的な晴れの遺産もあれば、負の遺産もあることも踏まえ、首里城を中心に広がるのある空間と捉えて新・首里杜構想のイメージをつくるのが大切じゃないかといった意見があります。それについて、文化財課のほうでは、首里城跡周辺の遺跡については、那覇市教育委員会とともに、その所在を把握・周知しているところであり、戦争遺跡に関しても過去に分布調査を行い、調査報告書により所在地や概要を報告しているということですので、これについて今後は、しっかり、情報発信をしていくこととなると思われまます。

それから、No.12です。越智委員から、回遊性を高めると観光客が不規則に様々な場所に行くようになり、住民の生活への負荷も高まる。住民がどのような形で意見の決定の場に参画し続けられるか、体制づくりが必要じゃないかと。これについては、本部会、または、首里城基本復興計画策定において重要な議論のポイントだと思えますけれども、那覇市のほうからも、観光関連の共存のため、地域住民や首里城公園管理者、各道路管理者及び警察との合意形成が必要となるだろうと。首里城周辺自治会との調整会議を開催し、地域の意見を踏まえながら交通問題解決に取り組んでいきたいといった話があります。

最後の6ページのNo.13です。これはいのうえ委員からですが、交通環境については、高齢化の進行や未来へつなぐ子どもたちへの視点から、地域に暮らす住民の福祉を踏まえる必要があるといったところで、土建部から、関係機関と連携し、地域の特性を踏

また道路整備計画の策定に取り組みたいとの回答があります。

最後にNo.16、神谷委員からですが、交通環境については、こういった姿を求め
るのか、ビジョンはどうかと、地域住民と観光客が共存できる形で描くことが大
切と。これはさきほどの越智委員の意見とも同じようなことだと思えますが、さら
に各種データを提示した上で議論を進めることが必要だろうといったところに対して、
那覇市のほうからも、県民、市民ならびに関係者の理解や協力を得ながら取り組んで
いくといった話や、土木部のほうから、首里城公園の駐車場利用に関するデータ等を
提示しながら議論していきたいといった回答があります。

簡単ではございますが、前回の合同会議での意見と事務局対応方針が以上です。よろ
しくお願いします。

○池田部会長

はい、ご苦労様です。それでは、これについてなにかご質問とかご意見はございませ
んか。

○越智委員

琉球大学の越智でございます。ご対応ありがとうございました。

私の質問に対するところにつきましては、ちょっと議論が膨らみそうですので一旦
後にさせていただきます。私の質問12番にも関わるんですけども、一つ確認をさせ
ていただきたいのが、1ページの3番のところ、佐久本委員に対するお答えのなか
で、どういう周遊性を高めていくのかというところ、土木建築部と文化観光スポーツ
部とそれぞれからお答えいただいておりますけども、文化観光スポーツ部さんのほう
では、結構絞った形でボランティアツーリズム等をあげておられるものに対してまし
て、土木建築部さんのほうでは、その周遊を促す取組を推進と書いておられますが、具
体的に土木建築部さんのほうで、どのような取組を今、想定されていることがありま
したら、教えていただけますでしょうか。お願いします。

○関係部局（宜保参事：土木建築部）

土木建築部は周辺の県道の整備、それと首里城公園内の整備に主管がわけられてい
るところでありますけども、首里城公園の担当としまして、周辺に点在する文化財を
周遊するモデルコースを設定しております。それを観光客にもPRして、周遊してい
ただきたいと、県の公園内ですので、ハード面でなく、そういったソフト、モデルコース
のPRという面から取り組んでいます。今後も、地域の意見を聞きながら、継続してい
きたいと思えます。

○越智委員

わかりました。ありがとうございます。ソフト面をつくるというときには、例えば観
光振興課さんと関係部局とも連携しながら調整しながら進めるんですね。（関係部局、

頷いて肯定する) ありがとうございました。

○池田部会長

ほかに何かご質問・ご意見ありますでしょうか。

○池田部会長

他に何かありますでしょうか。ふりかえりですので、こういったことが議論されたということで思い起していただいて、もし何かありましたら後にご指摘いただきたいと思います。それでは、進行させていただきたいと思います。

それでは、本日の議事に入っていきます。議事は一点ではありますが、「首里城杜構想の策定について」、資料等含めて、事務局から説明をお願いします。

○事務局補助（木下：国建）

復興計画策定支援業務の受託事業者の国建の木下でございます。私のほうから、資料説明させていただきます。座って説明します。

資料Ⅰ「新・首里杜構想の策定について」をご覧ください。めくっていただきまして、新・首里杜構想にあたっての前提条件です。まず、そもそも、首里杜構想が何であったかということですが、昭和59年に策定された「首里城公園整備計画」の一節でございます。元々、戦後、首里城跡に琉球大学がありました。これが、移転した時に首里城公園を整備しようという基本的な方向を示した計画書となっています。その一節として示されたのが「首里杜構想」でございます。首里杜構想では、首里城だけではなく、まちと、それから風土と一帯となった今後の歴史まちづくりが必要だという方向性を示したものとなっております。昭和59年にこれがつくられて、昭和61年に閣議決定・都市計画決定し、首里城公園が決定づけられた。さらに、昭和61年に、もう一つ首里杜構想がつくられています。資料が細かくなっておりますが、参考資料Ⅰというところで、公園計画書の中から、首里杜構想に係る部分のみを抜粋したものをご用意していますので、必要に応じてご覧ください。

戻りまして、この首里杜構想の理念は、その後も各所の計画に生かされております。首里城公園の整備や、周辺まちづくりなどで、この理念が一定の成果をみたといえます。ただ、社会環境の変化や時代のニーズなど新しいまちづくりの視点を踏まえて新構想が必要となっているところです。

首里杜地区の歴史まちづくりには、国、県、那覇市や地域住民が連携して取り組む必要があることから、将来の目指すべき方向性を明確にし、共有するために、今回、新・首里杜構想を策定するという流れと承知しております。

今年度検討することは、新・首里杜構想をどこまでつくるかなんですけれども、基本的には、理念と方針、そして何年後かの将来像を明らかにすること、そして、優先する施策を検討する。そして実現のために、体制や方策のあり方を検討するといったところと考えております。

次のページです。新・首里杜構想と首里城復興基本計画との関係でございます。新・首里杜構想を将来のまちづくりのビジョンと考えますと、かなり長い計画となっております。一方、首里城復興基本計画は、約 10 年間の計画と位置付けられております。したがって、復興基本計画には、新・首里杜構想の方策のうち、優先事項を踏まえた施策を、10 年あたりの施策を反映するといったことを想定しております。

次のページになりまして、この関係を図に示したものでございます。上の段は、復興基本計画の流れとなっております。それから下の方の段は、新・首里杜構想の流れになります。新・首里杜構想は一番左側の段にありまして、元々、昭和 59 年・61 年につくられた、方針、そして、これとセットになった首里杜地区環境整備計画、少し細かな事業案を出したのですが、これらをもとにしまして、今回、真ん中の黄色いところの新・首里杜構想、今年度の令和 3 年 3 月予定となっておりますけれども、今年度つくるものでは、首里杜地区のまちづくりの理念と方針を中心とした新・首里杜構想を策定しようと、そして、細かいそれをどう実現するかといった部分を、次年度、右の枠にありますが、首里杜地区整備基本計画、仮称ではございますが、こういった形で改めてまとめていくようなこと想定しています。本部会の首里杜構想は、上の段にまいりまして、首里城復興基本計画に反映させていく、そして、復興基本計画は新たな沖縄振興計画の中に位置付けられていって、この振興計画をもとに様々な事業を展開させていくという流れを考えております。

次のページにまいります。今回の検討の進め方としまして、事務局として想定しているところになります。本日が第 2 回の部会となります。本日は、新・首里杜構想のあり方としまして、旧の首里杜構想の概要がどういうものであったか確認し、そして、今、どんな社会環境の変化や地域の課題があるかを踏まえまして、新・首里杜構想の理念や方針を検討していくと考えています。

そして、次回、第 3 回では、新・首里杜構想（案）のとりまとめということで、構想、そして、そのなかには優先すべき施策や実施体制、方策なども検討していくと想定しています。また、第 3 回部会では、本部会の役割になります、正殿等への早期復元と復元過程の公開、首里城公園のさらなる魅力の向上といった項目についても、お話し合いたいと思います。

また今日の内容は第 2 回懇談会で報告する、そして第 3 回でまとめた内容も第 3 回懇談会で報告するという流れです。

次のページにまいります。改めまして、昭和の首里杜構想がなんであったのかというところのふりかえりとなります。最初にご説明しましたように、首里杜構想はまちづくりの方向性ですけども、特徴として、中核を首里城公園、それから、その周りの地区が首里杜地区、さらにその外側を首里歴史的風土保全地区と 3 重構造で古都首里のまちづくりの方向性を示したというのが特徴でございます。この図にありますような形ですね。この首里杜構想の功績を改めてふりかえると、首里城公園実現の道筋をつけたということ、そして、もう一つ、単体ではなく、周囲のまちや環境と一帯な存在という視点を示した。これが、世界遺産の考え方にも通じるような、非常に先進的な考え方

だったと評価されるのではないかと思います。

次のページにまいりまして、7ページ、首里杜構想の成果を3つのエリア別に確認しますと、首里城公園については概ね計画通りに整備が進んでまいりました。まだ整備中ではありますが。そして、首里杜地区については、歴史的なまちづくりという方向性が継承されて、色んな事業が進んでおります。それから、少し細かい環境整備計画の各プランについては、できたものとできないものもありますが、歴史の道や主なカーの整備などは概ね実現をしております。それから、まちなみ保全も一部の区域で取り組まれております。ただ、ここで提案されていた交通規制、風致地区、保全緑地指定などは未着手といったところです。歴史的風土保全地区についてですが、自然調査や外郭スカイライン保全というものが提案されていましたが、これは未着手でございます。遠望、眺望保全と限られたもののうち、八景の大半は整備済みですが、斜面緑地保全や環状線の高さ規制については未着手でございます。

次のページに、個別事業の進捗をあげています。この、割と細かい計画で挙げられたものについて図で示しております。赤色が未整備のところですが、公園内でこれから行われる事業であったり、民間のものを活用しようというようなものが赤になっているところです。

9ページは少し細かい表になっています。左側が成果（できたもの）、それから右側がまだなものです。当時は書かれてはいなかったけども、今できているものとして、例えばモノレールなど、そういった進んだものもでございます。細かいところは割愛させていただきます。

次のページ、10ページ目です。首里杜構想を踏まえたまちづくり計画は進んでいると申し上げましたが、これは那覇市さんの計画が主になりますけども、那覇市都市マスタープランそれから那覇市景観計画などで、この地区の歴史的なまちなみをつくるという方針が示されております。それから那覇市立地適正化計画、那覇市総合交通戦略などが策定されております。交通戦略では、歩行者・自転車の空間を充実させることとか、交通規制などもある程度盛り込まれております。それから、地元の住民の活動として、首里杜地区まちづくり協議会が結成されまして、今までも各団体が活動されていましたが、協議会という形で一つにまとまったということでございます。

次のページにまいります。ここまでは元々の首里杜構想がどうであったかということで、ここでは、社会環境の変化や地域の課題を一覧表で整理をしております。交通問題については、観光車両による局所的な渋滞、それから通り抜け等の危険がある。児童の安全な通行が確保されていないなどが挙げられております。高齢化について、地域の人口減少や高齢化が激しいということ、それから、坂や階段が多く、免許返納率も高まってくるということで、より公的な交通手段の必要性が増しております。

まちなみの維持については、石垣や赤瓦の維持は個人の負担がどうしても大きく、改築時に石垣が撤去されるということが起こっております。それから、景観重点地区では、それらについても補助もありますが、他のエリアでは方策がないという状況です。御嶽やカー、屋敷林などについても、皆さんの協力により維持されてきていると思いま

すが、その維持は今後問題になってくると考えられます。

細街路整備については、地域全体に細街路はありますが、特に大中町については長期未着手で、建築などを阻害している状況にあります。

観光については、観光客が地域にまで足を延ばさなくて、地域に利益がまわらない。また逆に観光客に十分なコンテンツを示せていない部分、それからプライバシー侵害などの問題が生じているところがございます。

次に、前の首里杜構想と新しい変化を踏まえて、新たな首里杜構想の理念と方針について、本日、たたき台として示しております。まず、理念ですけども、ちょっと、次のページで説明したいと思います。元の首里杜構想の理念がございまして、ここでは左側に書いております。前半はかなり環境の説明がありますけども、中心となるものは赤字となった部分です。首里城、首里杜地区、歴史的風土保全地区を一带として、今後の首里のまちづくりに一つの方向性を示すというのが核でありました。今回、その考え方について、この三重構造、首里城・まち・環境を一体化するという考え方は引き継いでいくと位置づけています。そのうえでさらに新たな視点として、参加や連携が必要だというご意見が前回もございました。これを、多様なステークホルダーの参加と連携によってという言葉を追加しております。そしてまた前回ご指摘があったこととございますが、ただ歴史をそのまま残すというのではなく、それが生きたものでなければならないというご指摘がございました。これを、琉球の歴史的文化的遺産を生きた姿で後世に伝え、というかたちで追記しております。そして結論として、首里にふさわしいまちづくりというかたちで、今回まちづくりが主眼だということを示しているところです。

次のページに参ります。次は方針でございます。方針は5つ設定をしております。次のページで、もともとの首里杜構想を下敷きにしたものでご説明します。

もとの①は歴史的風土を保全する、環境のことが書かれています。これについてはほぼそのまま踏襲する、ただ文章を整理した形でお示ししています。

②には、開発事業は歴史的なまちなみと調和するという形でまちなみのことが書かれています。これについては、もう少し積極的に、歴史的なたたずまいに配慮した景観形成という形で表記しております。さらに、前回の方針に上がっていなかった住環境や観光の視点を付け加えたいということで、住みやすく魅力的なまちづくりという表現にしております。

③では、枢要な拠点を整備するということがあります。これは外縁の景観資源、八景などのことと解釈されます。今景観形成でそういったことは包括されることから、2番で受けたいと考えます。

④は文化財やこれを取りまく歴史的風土を巡る周遊歩道ということが挙げられております。周遊ネットワークは必要だということを受けるとともに、今交通環境、車両の制御や公共交通の必要性なども挙げられております。総合的な交通対策により、暮らしと観光が両立した歩行者中心のまちづくりを進める、という形で案を作成しております。

⑤は首里城跡公園の整備に関連して、歴史的文化的なまちづくりを推進するとあります。これは、主に文化財や拠点整備のことと考えまして、首里城公園とその外縁の文化資源を整備していくと、そういった表現にしております。また案の5番目に、追加として参加と連携を入れております。

前は並びとして広い方から狭い方へという形でしたが、今回のご提案ではまちづくりが中心となるということで、狭い方から広い方へという並びでご提案しているところです。

説明は以上です。

○池田部会長

それでは、新・首里杜構想の策定についてということで資料説明がありました。これについてご質問ご意見いただければと思います。

○いのうえ委員

4番の過去の首里杜構想の概要のところ、歴史的風土保全地区についてですね、八景の大半は整備済みと書かれていますが、私どもの団体でもフィールドワークをつい先日したところで、ちょっと大半が整備済みとはいいいにくいのではないのかなというのが正直な感想です。というのは例えば万歳嶺記にかかっている観音堂のあたりですね。あの辺はやっぱり電線が、はっきり言って写真を撮っても絵にならない、崎山馬場も整備はされているんですが、やっぱり電線の地中化が必要じゃないかなというふうに感じます。それから弁之御嶽ですね、あちらは戦後思いを持っておられる方がコンクリートで再建されてはいるんですが、やっぱり石造の元あったものを復元していただけたらなと思いますし、それから首里城から見たスカイラインの保全というところを見ても、例えば虎瀬山の西側の整備というのがずっと時間がかかっていまして、これどういうふうになっていくのかというのが地域住民の目線で見ると気になるところです。ですのでトータルのいうと歴史的風土保全地区の整備ってというのがどの程度進んでいるか、もうちょっと細かいところを見ていただければなと思います。

○池田部会長

それでは事務局から答えをお願いします。

○関係部局（仲本副参事：都市公園課）

都市公園課の仲本と申します。ただいまのご指摘につきましては、確かにおっしゃられるとおり、十分でないところもたくさんありますので、再度整理いたしましてご説明したいと思います。よろしくをお願いします。

○池田部会長

電線の地中化については、当時は考えがなかった。そして新しい社会現象、社会状況

があると思うので、新しい社会の変化に合わせて電線地中化も考えるべきではないか。そういう風に受け止めていただけるといいと思います。

それではほかの方どうぞご質問ご意見を。web のほうで参加されているお二人も含めて何かありましたらどうぞ。

○越智委員

ご説明ありがとうございました。前回の私の申し上げたこともそうですが皆さんのご意見も含めていただいて、きれいにおまとめ頂いたなというふうなところが率直な感想です。たたきとおっしゃられておられましたけれども、理念・方針としてはかなりもう、まさにこういう理念方針で進めたいなというところじゃないかなというふうに思いますので、理念・方針というよりも具体的な話に入りたいというのが率直なところでは。

一点だけちょっと、全体総論というより細かいところで申させていただきますと、この多様なステークホルダーとか、連携とかいうのを今回初めて入れていただいたことは非常に良いポイントだと思いますが。最終ページの 15 ページでの 5 番のところですが、この通りだと思うのですが、「連携して取り組みを進める」というのが計画期間で終わってしまってももちろん良くないので、短期中期はもちろんのこと長期の 10 年間でも、それでおしまいでではなくて、その先々、あとであるかと思えますけれども、いのうえ委員がお示しのところ、地域の方々が 50 年先の首里を考えたいというところを考えましたら、この取り組みというものは後々、単にこの計画の中、計画期間中の取り組み・事業で終わるものではない。そのようにとらえさせるためには、こういうふうに連携できる、まず体制を構築していくということ、それ自体がこの計画期間の中で求められていることかなと思います。その体制を構築できれば、その先計画が終わったあともそれが自走していくことができる。それが理想かと思えます。

そのためには連携への参加者、受益者をどのように設定するかとか、様々な法定協議会とかをどういうふうに組み込むことでルール作りができるかとか、そういうふうなことを考えていかなければいけないはずですので、それをこの計画期間内でやる。という意味で、この文言をご提案させていただいたら、「連携して取り組みを進められる体制を構築する」とし、体制を構築することをしっかりとやりましょう、というようにしてはいかがかと思えます。

あと一点、「行政機関および地域住民、有識者等」というところ、これ増やしていけばいいものでもないですけど、個人的にはここに教育機関というところも入れていただければと。琉球大学、私どもの大学ももちろんそうですし、県内の大学、その他、高校でも確か興南高校さんでしたか、高校生さんによる首里城のガイドという活動をずっとされていて、焼失の後もいろいろ苦心されながら続けてこられたとか、高校さんも関わっておられます。先々のことを考えましたら、生徒・学生さんたちがこういうのに関わっていくということも入れておくといいかなと。ですので、あとひとつ入れるとしたら教育機関というのも入れていただけたらと思います。

2点申し上げました。以上です。

○池田部会長

ご質問がありましたので、事務局から答えてください。

○事務局（屋比久課長）

特命推進課長屋比久でございます。今の越智委員のご意見、ご要望でございますが、実は資料2の事務局対応方針の中でも、たしか前回、下地会長のほうからも似たようなご発言があったかと思えます。今回、部会に関するものだけを抜粋しておりますけれども、全体の中で今越智委員がおっしゃったように、連携に取り組むというのも大切ですが、体制を構築して、これを維持、継続させていくことがとても重要であるというように認識しておりますので、トータルの中でも、将来的な目標としては体制を構築してそれをしっかり回していくんだという将来像があって、そのために短期的には体制を構築するための取り組みを進めましょう、そして中期的にはそれを活用した体制をもとにした取り組みが活発に行われているというのが中期的な目標で、長期はそれを継続していくんだ。というふうに一つの道筋的なものを含めて、たたき台の中で実は案として入れようと思っておりますので、ぜひ委員のご意見を踏まえた上で、この首里杜構想の方針の中でも取り組めるように、土木建築部とも調整をしていきたいと思えます。

○越智委員

ありがとうございました。私さきほど文言のというふうに申し上げましたが、この方針が独り歩きしてということにならないよう、今この場で皆さんがシェアしていただいている内容だと思えますが、県民の皆さんがご覧になるのは細かいことではなく、方針のこの文章となると思えますので、そういうことで文言と申し上げました。

また構築に向けてはまず短期で、まずそこから始めてというお話でした。計画のロードマップとしてはおっしゃる通りだと思うのですが、同時にまた別の議論であるかとは思いますが、様々な予算面とかを考えましたら、例えば京都市などでは、まちづくりセンターという公益財団法人ができて、そこでまちづくり活動など、集まる場にしていくという取り組みがあったりします。そうした財団法人みたいなものが作れるのか、ということも考えていけないといけないので、これは短期でやってくださいということではなくて。短期でまず構築というのはもう完了する、ということもお考えにならずに、当座の体制は整えた上で、引き続き体制のあり方というものを継続して考えていく、というようにご認識いただければと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（屋比久課長）

引き続き特命推進課屋比久でございます。越智委員のおっしゃる通りだと思いますので、まずは体制を作った上で、目の前の課題に取り組みつつ、体制が発展していくと

いう姿が理想形だと思いますので、この辺りは県がリードするところもあるかもしれませんが、やはり現場サイドの住民の方々であったり、あるいは那覇市であったり、その他諸々の関係者、その中には越智委員もおっしゃったように教育機関、特に琉球大学や芸大、いろいろ入ってくるかなとも思いますので、そういった取り組みを進めていく中で将来的にはさらに発展した組織が形成されればいいのかと思います。それについては意識しつつ今回のとりまとめをしていきたいと思います。以上です。

○池田部会長

ちょっと関連して気になったのが、14ページの5番、連携のところです。有識者という言葉が気になっています。有識者や専門家はあってもいいですけどそれがあまり先行すると何か専門家任せみたいな印象となります。また、行政機関及び住民は大事ですが、団体、NPO もあれば専門家集団もあるので、この辺の書き方は「団体等」と含めたほうがいいのかと思います。

それから先ほどの協議会も含めて今後の体制の話もご指摘がありました。大事なことです。3ページをご覧くださいとこの計画を進めていく流れの中で、黄色い部分が今やっていこうとしているところですが、大きくは基本計画を作ろうという段階になっています。じゃあ我々のほうは新・首里杜構想を新しく作っていく。もちろん改定の部分もあれば社会状況も含めて変えていこうというところ、追加もありますけど、これを旧のものと比較すると、どうしても理念が強い。要は基本計画のようなもう少し具体的な内容が入れ込みにくいですね。一方で首里杜構想の前のは左下のほうに整備計画が入っている。これは誰がどのように作るかということがよくわからないので、これを是非この首里杜構想のなかでも議論してください、ということで点々で入っていますけれども、環境整備計画の検証を含めて並行してやっていこうということになっております。今後それが合体して基本計画に繋がっていきますので、今の協議会づくり・体制づくりについてはより具体的に盛り込んでいったらいいのではないかと考えています。部会のほうは今日ともう1回の2回しかないのですが、2回目の時にはぜひ具体的なご提案をいただいたらよろしいのではないかと。今日の時点では基本的な目標・理念を明確にして、次回は具体的な基本計画に近いものも考えていこうということになるかと思います。ということでよろしいでしょうか。

どうぞ他にご質問ご意見があれば。

私のほうから質問です。これまで首里杜構想でできたものできていないものの整理は、これは前回会議でも今回もやっているのですが、首里杜構想でやったことやり残したことという整理はあるのですが、今3重構造の構成の中で整理されている。簡単に言えば中城御殿、当時博物館となっていた。それが今、中城御殿の復元まで含めてやっていこう。これは前の首里杜構想にはないんですね。それは重要な文化財であるという指摘はありますが、どう扱うということはあまり示されていなかった。それは今後考えていく、新しい考え方の中で復元を含めて文化財をしっかりとやっていこうということになるのだと思いますが、これの位置づけがちょっとわからない。例えば8

ページ、個別事業の進捗では抜けている。多分この中には入っているのだと思うが、単純に「首里杜構想でやり残したこと」ではないですね。他にもあるはずで、話題になっている御茶屋御殿にしてもそうなのですが、各地に散らばっている文化財的なものは結構あって、存在は首里杜構想に載ってはいたのですがどのように扱うという道筋はないのです。それを新・首里杜構想ではどう扱うか。やったこととやり残したことだけの単純な整理では済まないと思っていますので、この辺はもう少し整理の仕方を考えていただけたらどうかと。先ほどあった首里八景にしても、ほとんど整備済みとあるのですがほんとかかと気になるのですが、これについても八景を含めた周辺だとか、ただ単にやり残したのかやったのかではなく、新しい知見といいますか、社会情勢とってしまふとあまりに漠然としてしまうので、ある意味ではやり残したことでもあるし、新・首里杜構想の新しい理念のもとに整備をしなければならない視点として、まとめていただいたほうがいいのかと思います。

これについて事務局からの答えも聞きたいと思います。

○関係部局（宜保参事：土木建築部）

土木建築部参事宜保と申します。資料の 1 ページの下の枠のほうにありますが、今年度の検討事項ということで、2 ポツ目にありまして、今回基本計画の約 10 年の中で、優先すべき施策ということで具体的な事業、施策を挙げていこうと。先ほど委員長からもありました中城御殿ですとか、具体的に約 10 年の中で整備が可能なものについては具体名を出していこうというふうに考えておりまして、例えば先ほどからあります中城御殿、これについてはすでに事業化、調査とか入って事業化しておりますが、今後首里城復元にもかかわる収蔵庫の問題もありまして、中城御殿については具体的に事業名を挙げていこうと。また円覚寺も今年度山門の設計をしており、事業着手しております。約 10 年の中で完了が見込めるものについては具体的な名前を挙げるということで、優先すべき施策ということで委員のご意見も聞きながら明示していこうと、そう考えております。

○田名委員

理念と方針は基本的にはこういうことで宜しいと思いますが、この会議で最終的には何をやるかというところがよくわからない。個別的なところをもっと絞るべきだということになるのですか。次回以降。今は、理念はこう、方針はこうとありますけれども、それはそのとおりですけれども。個別的なところも重要で、この会議の中で議論していいということですね。

○事務局（屋比久課長）

特命推進課長屋比久です。首里城復興基本計画は、基本方針を踏まえて県が具体的に取り組みを進めていく際の方向性を項目ごとに明らかにするものだと位置づけております。田名委員がおっしゃるような具体的なものは、今後、新たな沖縄振興計画が策定

されて、その実行計画を作っていく段階で、事業は具体的していくものと考えております。基本計画はその事業を具体化させる際の方向性。こういうことを目指しており、そのために事業に取り組んでいかないといけない、ということの指針となるものだと理解しております。ただその一方、先ほどの宜保参事のほうからもお話がありましたが、一方で具体的に取り組んでいくことがもうすでにオーソライズできているものがあれば、そういったものも名前を載せていくことになろうかと思えます。ですから基本計画というものは、今後沖縄県が新たな振興計画で首里城というキーワードで取り組んでいく上での方向性を示すもの、具体的な取り組んでいく際の方向性、こういう考え方で、今後10年で達成するべきものはこういう姿で、そのためにはこういう考えで取り組まないといけない、ということを示していくのが基本計画だと理解しております。

○田名委員

9ページのあたりの個別事業というのは、積み残したものもあったりすると思えますけど、一覧表みたいなものは。本来これはやるべきだったというのがあって、これはできたこれはできていないという形で整理されていると。それを今回の構想の中でも、そういうメニューが出てくるのか。新・首里杜構想でつくらないとなったら、ここで出てきたものは何なのという話になる。また、前回の構想にあったか別で、基本的にはどこまで話ができるのかということ。

首里八景の話もあがっているけれど、これを整備する、しないにしろ、前回の構想では入っていて、その成否の話、進捗状況の話をしているのか、どこまで今回の首里杜構想の中で具体的な話をしていいのかがわからない。

○関係部局（宜保参事：土木建築部）

3ページをご覧いただきたいと思えます。表の左下の囲みでございまして、上のほうに首里杜構想、下のほうに首里杜地区環境整備計画において、具体的な構想的な話もありますけれど、右のほうに行きますとこれを具体的にする計画が、前回は策定されている。表の右下のオレンジの囲みですが、今回首里杜構想の理念と方針を固めまして、来年度、首里杜地区の整備基本計画、仮称ではありますが、来年度具体的な施策、事業計画の検討をしていきたいということで、その中で現在の首里杜構想の進捗等を確認して、さらに今回あるように社会のニーズによって新しく出てきたものをつけ加えて、具体的な計画を検討していこうと考えております。そして上のほうにあります新たな沖縄振興計画の中で、財源とかいったものもなるべく裏付けできるようなかたちで、それを実際、基本計画で実施に向けて、より実現可能な方向にもっていくために、来年度以降に具体的な事業計画を計画したいのですが、今年度も短期的には、10年程度で実施可能なものについては議論を深めていきたいと思えます。

○池田部会長

私のほうから関連しながらいいですか。3ページをみていると、要は黄色のいちばん上の首里城復興基本計画を作ると、これが当面の目標だと思うのです。その基本計画の中に新・首里杜構想も含めてですね、考えるということで、新・首里杜構想は上のほうの基本計画のもとになるものを作るのだと考えたほうがいいと思うのです。だから構想を作るのではなくて、構想は当然やらなければならないけれども、基本計画まで踏み込んでそのたたき台を作っていくことによって、上の全体の基本計画に盛り込んでいくと。それが今後の実施計画に繋がっていくという意味で、あくまでも我々の目標も基本計画の素案をつくるというふうに考えておいたほうがいいと思うのですね。そういう意味では私は大いに具体的な議論をしていただいて、それこそロードマップではないけれどもスケジュール的なものも含めて、どんな体制でとか、どんな事業、あるいは制度手法、法律まで含めて制度手法を使うかと。基本計画は、それがないと基本計画になりません。理念だと本当にこうあるべきという話ですけれども、より具体性をもったスケジュールだったり手段であったり、方策。これをなるべく込めたものが基本計画ですので、それを大いにこちらで新・首里杜構想にあわせながら打ち立てて、ただ上のほうにある全体の基本計画にそれを盛り込んでもらいたい。ということで議論されたらいいのではないかと思います。

○田名委員

分かりました。先ほど宜保参事が言われていた中城御殿の件も、ある程度行って止まった事業でもあるので、早めにまた動かしていただければと思いますけども、そのためにも細かいところまで詰めないといけない。専門委員会を作って詰めていく必要はあるのですが、ただそれなりに時間がかかるということが一つあります。それはあるのですが、一つには首里城の復興の絡みで収蔵庫の話がされていたけれども、収蔵庫とか展示室を首里城に現在ある、かつてあったものは、多少縮小してできるだけ外に出しましょう。文化財クラスのものではできるだけ出してやりましょう。といったときに、受け皿となるのは中城御殿なんですね。円覚寺もあるかどうかもあれですけれども。そういうことが片方で進んで首里城が復興していきますよね。でさらにその段階というか、その前に、協議しながらではあるのですが、県でそういう収蔵庫をここで引き受けますということをやちゃんと出さないといけないと思います。これでやる、ぜひそうしてほしい、そういう方向でいきませんかと言わないと、首里城は首里城で今動いていますので、向こうで県のほうがどうするというのがなければ、南殿を作るときに元の通り作りましょうという話になるかもしれませんし。その前にちゃんと県としてはこうしたいという話をしなきゃいけないと思っています。ですからそのあたりのところで、構想は構想の話であるのですが、結構急がなきゃいけないということがあると思います。できるならもう少し遅れてもいいのですが、方針として方向性として県はこうしたいというのをちゃんと出す。それで調整していくということが、やはり必要でしょう。

他に、御茶屋御殿とかもある。円覚寺も山門のところまでは話ができていますのですけ

れども、その後ろの仏殿ですとか龍淵殿みたいなもの話はないので、これもなかなか文化庁がうんといわないところもありますけれど、それはそれとして、あのあたりもぜひ復元をしてほしいと思っています。先ほど部会長が言われた、もともとの構想にはなかったという話がありましたけれども、首里城はできたけれどもいわゆるその貴族の屋敷というか、王族の屋敷というのは中城御殿が代表的なもの。そしてそれは戦争前までちゃんとあったし、古い時期の図面も一応確認はされたということがあって、復興できるということがあるので、首里城だけが突出している世界ではなく、首里地区にはそういうお屋敷もあって、別荘としての御茶屋御殿もあって、そのあたりで関連付けていける話になっていけばと思います。

だから今回首里城の全体的な話からすると、圧倒的に今の観光というのは首里城一点集中型になっているものですから、やっぱりこれを首里全体に広げていく必要があります、そのためには魅力あるものをつくっていかねばいけません。そこから発信しなきゃいけないし、できるだけ首里城の負担を減らす、という言い方もあれですが。首里城は建物だけで凄いので、そこまで詰め込まないほうがいい。だから文化財はなるべく出して、首里城も見られるけれども琉球王国の文化というものは外で、いろんなところに散らばってありますので見てください、というような形で、文化とか文化財という話をするのだったら、首里城を中心としてこういうところをちゃんとまわってみてほしいという形で、文化財などの位置づけ、建物などの位置づけをちゃんとできたらいいかと思っています。

○関係部局（宜保参事：土木建築部）

先ほどからうちも中城御殿の名前を出していますが、首里城の収蔵庫関連についてはぜひ進めていきたいと思っています。そのほかにも短期的なものの中では具体的な名前を、先生方のご意見を頂いてこれに盛り込んでいただければ、これが基本計画に当然反映されますし、さらに新たな振興計画に反映されれば、財政的な面の後押しにも十分なと思いますので、今回実現可能なもの、まずは10年という目安があるのですが、着手できるものについては先生方からも事業名を挙げていただいて、それを極力盛り込めるようにしていきたいと思っています。またさらに、今回議論をしたうえで、来年度は先ほど言いました整備基本計画（仮称）ですけれども、この中でも議論を深めていきたいと、極力具体的な事業名を出せるような計画を進めていきたいと考えております。

○越智委員

越智です。私も部会のミッションについて若干疑問に思っていたところがありましたので、田名先生のご意見で私も伺いたいですけれども。先ほどの今後の基本計画との関係性については、基本計画に落とし込んでいくということは親委員会で先生方にさせていただくところで、我々のこの検討部会としては、首里杜構想というものについて最終計画全体の調整というのではなくて、首里杜構想というところで必要などこ

ろをどんどん出していけばいいのかなというふうに勝手ながら理解しております。この首里杜構想からさらに延長で、次年度には基本計画とはまた別に、首里杜地区の整備の、こっちもまたちゃんと計画にしていこうというような整理の図がありましたので、それもすごく安心したところです。気になっていたのは、前からこの懇談会のミッションとして示されていたのが、「首里杜構想による歴史まちづくりの推進」だけではなくて、部会で「正殿の早期復元と復元過程の公開」と「首里城公園のさらなる魅力の向上」もこの部会のミッションであると示されていたもので、最初申しあげましたように私は今のこの理念や方針には大きくまったく異論はありませんが、ただ改めて見てみましたら、今言いました2つの点、早期復元や首里城公園のさらなる魅力の向上というのがこの方針の中に、この方針に入れなくていいということでしょうか。これは全く別の、今6番の「新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進」という方針の部分に特化して今やっているということでもいいのでしょうか。「早期復元」とか「首里城公園のさらなる魅力の向上」は第3回の部会で出てくるということですか。

○関係部局（宜保参事：土木建築部）

資料4ページをご覧ください。表現には少し修正も必要かとは思いますが、「正殿等の早期復元と復元過程の公開」と「首里城公園のさらなる魅力の向上」につきましては、本日の部会の議論の対象外ということをお願いしております。例えば首里城の早期復元につきましては国の技術検討委員会等がありまして、第3回の部会で取り込んでいきたいのですが、具体的な詳細については他の委員会で検討されておりますので、今回の部会はこの4ページのピンクの囲みの中の首里杜構想の検討と実現方策について主に検討していただきたいと考えております。

○事務局（屋比久課長）

補足いたします。越智委員のご指摘の通り、「正殿等の早期復元と復元過程の公開」と「首里城公園のさらなる魅力の向上」というのも本部会の役割でございます。先ほど少しだけ申し上げましたけれども、今事務局ではたたき台を作っております、実は先週行われたもうひとつの部会ではたたき台をお示しした上でご議論を深めていただいたところがございます。今回こういう形にいたしましたのは、新・首里杜構想の検討というひとつ大きいテーマがございましたので、そこに特化した形で今回はご議論いただくと。ただし繰り返しますけれどもたたき台を取りまとめしておりますので、それにつきましては11月の親会、有識者懇談会に先に出してしまいますけれども、そのあとの第3回部会で全体取りまとめのほうを部会のほうに提供いたしまして、これは新・首里杜構想も含めてですけれども、たたき台をお示しいたしましてご議論いただきたいと思っております。

○田名委員

中城御殿の整備ですとか、そういうものは首里城の復興とも関わりますよね。南殿の

収蔵庫なりなんなりというものがいつまとまるのか、南殿をどうするのかという話になる。元のものではなくて、南殿の機能は変わるので、南殿をどうやって作っていくかという話につながっていくので、首里杜構想の中で首里城は別枠ではないのです。首里城もこの中でやることは多くて、首里城自体の復元・復興のあり方も影響が出る、変わっていくということになるので、これはぜひ県の、この委員会も含めてですが、こうしたいという話をちゃんと県のほうから出ていくことが、首里城自体をどうやって作っていくかにもつながっていく可能性もあるので、これは復元過程の公開というのも含めて、県からの発信をするものだとして、この委員会からも声がありましたと、意見をまとめてもらう必要があると思います。

○池田部会長

ちょっと途中ですが、いのうえ委員のほうからご発言をいただきたく、用意がありますので、そちらのほうからよろしいでしょうか。

○いのうえ委員

首里まちづくり研究会首里杜地区まちづくり団体連絡協議会のいのうえでございます。よろしくお願いいたします。

今日、お手元に、この資料をお配りしております。冒頭から訂正で申し訳ないですが、団体名が1字違っておりました、上から首里社会議と書いてある下から3番目、「城南小学校区まちづくり協議会」と書いておりましたが、これは「城西小学校」の間違いです。大変失礼しました。「城西小学校」と「城南小学校」と両方入っております。そちらの訂正をお願いします。

今日、発表する内容は、首里杜地区のまちづくり団体6つが集まりまして、連絡協議会というものをつくりました。この中で、連絡協議会と首里まちづくり研究会のシンポジウムを2回行いました。シンポジウムと3回のワークショップを通しての意見のとりまとめと、並行する形で首里社会議の細かいワーキンググループをつくりまして、自分たちでフィールドワークなどなど、やりながら、首里城復興基本方針の項目に沿った形で、ワーキンググループをつくりました。それで、それぞれの地域住民により関連性の深い部分である基本方針の6番、7番、9番について検討しまして、それをとりまとめたものです。「50年後、首里をどんなまちにしたいですか？」というタイトルをつけております。これは、理由がありまして、ワーキンググループ、それからシンポジウムを通してですね。もっと大きな「首里のまちってこうあるべきじゃないか」という長いスパンで考えた構想っていうのが必要じゃないか」という声が複数の人間から、誰からともなく上がりまして、我々が地域住民からの提言としてまとめるときには、地域目線で見たい50年後の首里をどんな風にあってほしいか、どんな風にしていきたいかということの基本にして考えようという結論になりまして、こんな大げさなタイトルを付けております。

50年って思っているよりあっという間で、私たちの団体は20代から80代まで幅

広い年代で話をしています。そうすると70代の先輩方が、「50年あつという間だよ、僕ら20代から働いて70代まであつという間だったから、今50年後ってとんでもない未来のことに思うかもしれないけど、そんなことないよ」という風におっしゃって、色々考えてみると、あ、海洋博があつてからやがて50年かとか、色々考えると50年後の首里のまちのあり方を考えるというのは非常に、もしかしたら重要なんじゃないかなというように、今は思っています。

内容についてですけども、基本方針の6番「新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進」というところで3項目、基本方針にあったのですが、これからの時代はやっぱり情報発信・情報共有というのが絶対に必要だろうという意見が出まして、4項目目というのを勝手に私どものほうでつけております。その先程から中城御殿が出ておりますけども、自然と歴史と文化が調和する風格あるまちにしてほしい、1番に対してはそのように考えていますけど、これマス目の1番左が基本方針の文言で、2番目、3番目の細かいのが地域住民からの提言の概要（案）です。これからまだブラッシュアップしていきますが、それをまとめています。

例えば、歴史を体現できる風格ある都市空間の創出に対しては、やはり、その自然歴史文化が調和する風格あるまちにして欲しいというふうに考えております。細かいことについては、右の3項目ずつあげております。2番の首里城公園及び周辺地域の段階的整備、これは、さっきから出ている中城御殿や円覚寺、御茶屋御殿で、首里城周辺の文化財を整備してもらうことで、首里杜地区をそれぞれの点ではなくて面として周遊できる環境を作ってほしいというふうに考えています。

3番目の交通環境の整備、これは、地域目線で見ると、やっぱり渋滞のない「まち」って結局、住民にも観光客にも両方にとってメリットがあるよねということを考えています。これからの高齢化ですとか交通弱者に対する対応の問題です。そういったことを考えていきたい。もう一つは、首里のまちのキャパシティというのは一体どれぐらいが適正なのか、これを調査しながら、どういった方法で行くのかということ、これから考えてほしいという風に考えています。

情報発信については、ICTを盛り込んで、最新のものを、適宜、取り入れながら50年後のテクノロジーってはっきり言って今の段階で分かりませんが、それなりにこういうことをやっていければよいというのは考えております。

基本方針の7番「多様で魅力ある観光資源の活用」、これは地域住民、あるいは沖縄県民にとっても満足度があつて、誇りに思えて、首里を訪れた観光客に「首里っていいですね」って言ってもらったときに、私たち自身も「いいでしょう」と自慢できるような、誇りを持って対応できるような、両方が満足する街にしていきたいと思っています。一つは、ハイクオリティなものになっていかなきゃいけないのではないかと話し合いも行われていまして、これは、もしかしたら、今後の沖縄観光のあり方そのものにも影響するのではないかと考えています。これまでいわれていた年間1000万人といった、薄利多売型というとちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった観光のあり方から、数を絞って、特にこれからアフターコロナの時代になりますので、

数を絞って満足度を上げるためには、高いお金を払ってくれるお客さんに対して、「クオリティの高いものを提供する」という発想で作っていかねばいけないのではないかという風に思っています。

周遊コースの提案というような話もありましたけども、これまでも周遊コースの提案って結構されているのですよね。でも、それが観光客に届いていない。それは、さっきの情報発信・情報共有というところとも深く関連していると思います。この辺は、しっかり市場調査を、もう一度行って、今のIT環境の中で市場調査というのを行って、一体何を求めている層に何を発信すればいいのかというエビデンスに基づいたハード面の整備であったり、そのソフト面の整備であったりっていうのを、両方で、総合的に考えていかねばならないと思っています。

続きまして、2番「平和を希求する『沖縄のこころ』の発進」、これは第32軍司令部壕に代表されるものですが、他にも首里には色々な戦跡がありますし、近現代史を学ぶというような、王朝文化を学ぶということだけではなくて、600年くらいの長い歴史を首里で学べるという地域でありますので、そういった長い目でみたことというのと、今まであまり整備されていなかった負の遺産の部分と両方見てほしいと思います。

3番目「次世代を担う子どもたちへの継承」、これは先ほどから申し上げている首里地域、首里のことを誇りに思えるということ、今の大人にも思ってもらいたいし、次の世代にもそれを伝えていきたいというふうに思っています。

最後の9番ですが、先ほどから、こちらの体制づくりが大事じゃないかというようなお話が出ていますけど、まさにこれを地域からも、これからこういう体制づくりを求めていきたいという声が多く上がっています。やっぱり、シンポジウムでも申しあげましたが、国と沖縄県、那覇市、この3者が一緒になって地域住民であったり、教育機関であったり、有識者であったり、行政の垣根を越えて、横の連携でプロジェクトにあたっていけるような体制をつくっていただきたいというふうに考えています。私たちの地域団体としても、首里の歴史とか首里の文化ってこういうことだよ」というのを生活文化というところを発信していく努力はもちろんしますが、それ以前に整備に関しては、やはり行政の力がなくてはできないことですので、横の連携で、ぜひ進めて行けるようお願いしたいです。

最後ですが、50年後の首里のまちを見据えた、まだ仮のタイトルですが、「首里まちづくり憲章(仮)」っていうのがよいのか、まだもっと議論しないといけないですが、50年後の首里をどうしていきたいかという大きな視野に立って考えていきたい。そして、これを住民から発信していきたい。「首里の人間はこんなふうに考えています」というのを発信して行きたいと思っています。そのときに、池田先生がおっしゃった体制づくりとか、その法整備、法律のどの部分を使っていくかという部分ですが、例えば中心市街地活性化法だったり歴まち法であったり、それから、もしかしたら首里を何らかの特区内にさせていただいて、交通問題等の地域の課題や観光の課題っていうのを、首里周辺を整備することで、これが一緒に解決できるという可能性があると思います。

これが、もしここで観光とまちづくりとか地域の課題が解決できたら、この考え方を、全県・沖縄県全体のいろんな課題を持っているオーバーツーリズムで苦しんでいること他にもありますので、活性化みたいなのところに応用していけるのではないかと考えていまして、その辺はやっぱり色々な方の知恵を拝借しながら、50年後の首里はこうあって欲しいというものの実現に向けて、動いていきたいなという風に思っています。

基本方針9の3番、これを今後、県民等が参加して行く、継続的な参加による復興というのを考えるときに、是非、議論を何らかの形で公開していただいて、youtubeで中継しろとはいわないですが、何らかの形でバランスを見ながら公開して、誰もがそこにアクセスできるような形になっていけたらいいなと思っています。これはどの程度情報公開するのかなど色々な問題があると思うので、今後の課題の一つに入れていただけたらと思います。

首里のまちづくりの状況については以上です。

○池田部会長

ご説明ありがとうございました。webのお二人の意見も聞いてから休憩を取りたいと思います。上原先生から、よろしくどうぞ。

○上原委員

理念については先ほど話もありましたように、私はいいのではないかと思います。ただ、首里城を述べる部分では、どこかで世界文化遺産の文言を付ける必要があると思う。文化財の立場からみると、近年の首里の都市開発に伴って様々な遺跡遺構が確認されておりまして、一部については復元したほうがいいという話も出てきておりますけれども、いずれにしても首里城を含めてですけれども世界文化遺産に登録されたその意義は、やはり考古学的、遺跡だということに高い評価が出ておりますので、その点に十分目配せしていただいて、真実性を失わないような復元、整備を、あるいは復元したものの共存が必要かなというふうに思っております。今後も開発が続く限りいろんな遺跡の発見がありますので、それをどう共存させながら活用させていくのか、それが大きな課題だと思います。以上です。

○池田部会長

ありがとうございました。神谷委員からもコメントお願いします。

○神谷委員

琉球大学の神谷です。2点あります。1点目は、最初のほうの越智先生の話から今のうえさんが言われたように、大学だけじゃなくて住民とか、事業者も含めてなんですけど、そういった方々が継続的に議論できる場。今結構いろんな地方都市でアーバンデザインセンターとか、そういう取り組みがいっぱい行われてきていますので、委員会形式のこの期間、というのではなくて、継続的に議論できる場、というのを作っ

ていくべきで、それは首里だけじゃなくて他の地域もそうですけれど、それはぜひ事業者も含めて検討いただけたらというふうに思います。あえて事業者さんといっているのは、あとの交通のほうでバスとかレンタカー云々の話が出てきているので、そういう意味も含めて事業者さんと申し上げております。

2点目ですけれども、資料2のほうで総合的な交通対策ってまとめられていますが、総合的な交通対策って言うてしまうと何でもありで。もう少し、まず一つは定量的な議論をしてほしい。定量的な議論というのは、例えば渋滞が問題だということですけど、渋滞って実は定義がないのですよ。旅行速度が何キロ以下で、渋滞長が何キロでとか何メートルでとかいう話でないと、渋滞という言葉で持つ印象は人によってさまざまですし、かつ、先ほど資料2の中であった、積み残しとか書かれていましたが、あそこで書かれていたことはほとんどハード整備の話だなと。例えばレンタカーの話や特にタクシーとか観光バスの話というのは、ハード整備の議論もありますけど、それだけじゃなく、運用の、マネジメントの議論というのがものすごく重要です。前回の議事録のほうで、今日の話にもありますけど子どもの交通安全の話や高齢者の移動ということも、住民さんの移動の話も含めるのであれば、ソフト整備の、ソフト施策の話もあります。先ほど来の事務局の話では、この構想でそこで何か具体的に動くというよりは、いろんな施策、交通基本計画であったりとか交通戦略であったりとか、こういうのをこの中に落とし込んでいきますよという話であったので、そうであるならば、少なくとも、例えば渋滞とかそういうものであれば、例えばこの一年間の間にも首里の地域って大きく変わっていますよね。コロナ前の、首里城火災前の住民と観光客の交通、火災が起こった後、コロナ前、で、コロナが完全に広がってきて観光客が減っていたり、仕事自体もテレワーク等々ですごく交通量が変わっているはずですよ。そのときにどのレベルの自動車交通量が目標レベルなのか、もしくは受忍限度なのか。ちょっとその辺の目標とするレベルっていうところが、ある程度 KPI みたいに具体的な数値でこっぴど明確に出せとは言いませんが、ある程度の水準は同じ目標、同じ像を持ってないと、やり方はいろいろあるけれどもどれがいいのかがわからない。どこのレベルを目指すのかということを通通して持てるようなことは、そこから出していただきたいと思います。課題で書かれていた、観光車両がというふうに書かれていましたが、バスなのかタクシーなのかレンタカーなのかによってやり方も全然変わってくるので、今課題だと認識されていることで、何が原因で起こっているのか。基本的に、例えば日本人のレンタカーで細い道を通り抜けるっていうのは、レンタカーのナビに従えばそこは通らないのですよ。外国人の方であれば Google のナビで動いていればその可能性はあります。タクシーがここを通過して行っているというのであれば、タクシー事業者さんへの協力の話ですし、それでもひどいのであれば物理的なデバイスを設けて通行をマネジメントするやり方もあります。なので、観光車両とひとまとめにするよりは、もう少し、この理念の中でどこまで具体的な話を書くかというのはありますけれども、少なくともその言葉の背景として何が原因なのか、どのレベルを求めるのか、ということは示していただけたらな、それについて考えたほうがいいのかなど。でない

と市とか県とかの交通施策のほうには結び付きにくいと思いました。以上です。

○池田部会長

どうもありがとうございました。ご議論はいろいろあると思いますが、参考ということで下にありますように沖縄総合事務局及び那覇市のほうから情報提供がありますので、これを聞いたうえで何かあればご議論いただければと思います。

○池田委員

それでは、始めます。「歴史まちづくりについて」総合事務局からお願いします。

○関係機関（望月公園・まちづくり調査官：沖縄総合事務局）

沖縄総合事務局の望月と申します。よろしく申し上げます。私から歴史まちづくりということで、ご説明させていただきます。時間もあまりないので、さっそく進めさせていただきます。と思います。

「歴史まちづくり」これは国の政策で申しますと、「歴史まちづくり法（通称）」という法律がございます。その法律に基づいて、市町村の方で進められておられる歴史まちづくりを国として、様々な形でご支援するといった枠組みをもったものでございます。本日、この場では歴史まちづくり法という、いきなり法律の仕組みに入る前に、どんな背景、経緯があってこの制度ができてきているのかということをお話申し上げた上で、概要、それから、活用の効果、全国の取組状況といったご案内させていただきます。と思います。

歴史まちづくり法は、資料の右側にあるように 2008 年に制定されております。今から 12 年前です。これまでの間は、いわゆる歴史まちづくりというものがどういうふうに進められてきたのか。突然、2008 年から歴史まちづくりが始まったわけではございません。歴史まちづくりをしようと思うと、当然、まず、活かすべき歴史的資源、文化的な資源が何なのかということから始まるわけではあります。戦後復興、経済成長期のところから考えますと、都市化の波が押し寄せて、例えば、かつての古都であるとか、あるいは城下町、宿場町といったところを開発の波からどう守ろうか、そういう議論から始まって、個別の法律、例えば 1966 年に古都法があります。古都保存法、あるいは 1975 年に文化財保護法の改正で創設された伝建地区の制度化があります。こういった仕組みができてきたという経緯がございます。さらには、1980 年代には、自治体の市町村の皆様における、いわゆる景観を保全して、いかに個性あるまちづくりを進めようかといった観点から色んな条例整備が進んでいたことがあり、また、そのときに、いわゆる景観論争といったことも各地で発生していて、そうしたことの社会的要請というような形を受けて国のほうで自治体の取組の後ろ盾となる形で景観法というものが 2004 年に制定されたといった経緯になっております。2004 年の景観法の制定によって、いわゆる歴史的環境を構成する建造物、あるいは自然環境、あるいはまさに文化財、そういったものを規制することで守るというような法的な枠組みが

一通り揃った形になっております。その4年後に、歴史まちづくり法ができるわけですが、この歴史まちづくり法の大きな特徴は、さきほど申しあげましたように、市町村が進める歴史まちづくりを、国が財政的・技術的に最大限支援しようとうことを目的として整備されたものです。規制法ではなくて、事業を推進するということを重ねらした法律ですね。こうした法律としてできているというものでございます。

もう少し、歴史まちづくり法の制定のときの経緯を申し上げますと、2007年から2008年にかけてであります。この法律は国交省、農水省、文化庁の共管の法律です。当時、国土交通省はまちづくり行政という観点では、真ん中にございますが、いわゆる古都に限らずに、歴史的な都市というものは全国に多数存在していて、その歴史的風致の保存・継承、再生、こういったことを、古都等に限らず、全国的に支援する仕組みが必要でないかということが国交省の審議会で答申されています。その一年前になりますけれども、文化庁側の文化審議会においても、いわゆる文化財を点で守るということだけではなくて、周辺に存在している文化財をまとめるということもそうですが、その周辺環境をバッファゾーンとして捉えて、総合的に把握して活用する。そうした自治体の取組も必要ではないか。こういったような提言があったということになります。こうしたことで、二つの審議会からの答申を受けて、一つの法律として歴史まちづくり法が制定されていったという経緯でございます。

歴まち法と簡略化して申し上げますけれども、正式な法律は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」ということです。ここでは、この歴史的風致という概念が非常に重要な概念となっております。左側にありますけれども、その地域において固有の歴史あるいは伝統を受け継いだ形で、現在にも続いている人々の活動、いわゆるソフトというかまさに住まわれている人々。それから、右側にございますが、そうした活動が行われている歴史上価値の高い建造物、それからその周辺市街地、この両方が一帯となった良好な市街地の環境、これを歴史的風致と定義しております。具体的な例は後程申し上げます。歴まち法のスキームとしましては、右側にございますが、国の基本方針に即して、市町村が歴史的風致維持向上計画、今後、歴まち計画と申し上げますが、こうした計画を策定していただいて、このなかで歴史的風致を定め、そして、国の指定している文化財、これと一帯となった歴史的風致を形成する市街地、これを設定したうえで、その中で、必要なハード事業あるいはソフト事業、これも位置づけていただくわけですが、こうした位置づけをもった計画を国が認定して、財政的、技術的な支援をするといった仕組みになっているものでございます。

参考資料「歴史まちづくりについて」の4ページは、歴史的風致の例示でございます。様々あるということをご認識していただければと思います。左の上からいきますと、愛知の岡崎であります。伝統製法の味噌蔵の生業、それと蔵造りのまちなみ、こうしたものが一帯となった歴史的まちなみを構成しているという形ですね。右側は富士山の伏流水を源流にもつ川の流れと、それに密着した人々の生活、それと一帯となっているカワバタといった歴史的風致。それから左の下ですが、「稲むらの火」ということで有名でありますけれども、津波の堤防とそれを築堤した偉人の継承活動をともし

た歴史的風致。右下にありますけども、茨城県水戸市にあります偕楽園、いわゆる大名庭園で現在まで続く伝統行事としての梅祭り、こうしたものが、歴史的風致として設定されているところでございます。

こうした歴史的風致を設定していただき、それを維持、向上していくためには、どんな課題があるのかということを整理して方針を示す、このようなことも計画の中で行われます。これは岐阜県の群上市の例でありますけども、例えば、左の上の歴史的建造物と周辺環境の維持に関する課題ということで、人口減少で建造物の適正な維持管理が困難ということに対して、これを文化財に指定して保護等に取り組むといった方向性。あるいは、ライフスタイルの変化等に伴う伝統行事への意識の低下に対して、歴史的価値を再認識するという取組の必要性。あるいは観光客の増加と情報発信に関する課題に対して、観光客の増加に伴う交通渋滞という課題に対して、循環バスを走らせるといったような方向性、こうしたことを整理されているということです。

今申し上げた歴史的風致、そして、関連する事業、これを最終的には計画で位置付けるということになります。位置付け方としては、先ほども少し申し上げましたが、国の指定する史跡、あるいは重要文化財、それを核として一帯となす歴史的風致、その周りですね、そうしたエリアを重点区域として位置付けていただき、この重点区域の中で実施するハード事業、それからソフト事業ということも明確に位置付けいただくと、位置付けられた事業に対して、国がご支援する形になっております。

もう少し歴史的風致の指定状況をご説明しますと、左側の円グラフでございますが、昨年度時点の認定都市が78の認定計画に対して645の歴史的風致が、つまり一つの都市あたり8つの歴史的風致が設定されているような状況になっております。右側が認定区域の設定状況ですが、真ん中の小さい円グラフをご覧いただくと、重要文化財、それを核としているという例が半数以上、城郭等あるいは神社、こうしたものを中核として、重点区域を定めているという状況です。そして、このような形で位置づけていただいた事業に対して、主なメニューとしまして、このような支援措置があるということで、いくつかご紹介すると、左の上ですが、まちなみ環境整備事業においては、後ほど申し上げる歴史的風致建造物の買取り、修理、復元が、これが補助対象に追加、それから都市公園事業においては、簡単にいいますと、往時の建物を厳正に復元するといった事業の場合も、この歴まち計画に位置付ければ補助対象になり、あるいは左の下、観光関係で、案内板の多言語化、体験プログラムの開発、こうしたソフト事業に対してもご支援が可能になる。このような形になってございます。

ここからは、歴まち計画を活用して取り組まれていることや取り組まれている都市の例から、どのような効果があるのかということをご紹介したいと思います。一つは今申し上げた歴史的建造物の保全ということでございますけれども、未指定の文化財であってもその重点区域内に存在して、歴史的風致を形成する上で重要なもの、これを歴まち計画の中で指定することができます。これは建造物ということで建築物がイメージされてしまうと思いますが、写真の上段の左から2番目から始まりますが、庭園であるとか、あるいは水路、あるいは石垣、こういったものも位置づけることが可

能で、これを位置づけることによって、従来は国が支援できなかったこうした歴史的な構造物についてもご支援が可能になるというものでございます。

次に歴史的まちなみの改善、これは広くご認識されていると思うので、説明はしませんが、無電柱化・美装化、それから建物のファザードの整備というものも当然可能です。それから生業の維持ということをあえて、今回、取り上げさせていただいておりますが、歴まち法の中で、歴史的風致を維持・向上することを目的とした地区計画制度というものがございます。これは都市計画で、例えば1種低層住居専用地域などの用途制限があり、そこで制限がかかっている建物の用途、これについてこの特例制度を活用することでそれを緩和して、歴史的風致上必要だというものについては、その立地が可能にすることができるといえるものです。例えば、工芸品等の製造する工場、あるいは料理等を提供するお店の専用店舗といったものですね。こういった制度を活用することで、実現可能になるということになります。

次に4番目です。今、ハードのお話をいくつか申し上げてまいりましたが、この歴まち計画を推進する上ではソフト事業も大事ということで、これは具体的な例でありますけれども、左側が伝統的なその祭事を担う地域の方、あるいはこの地域にいらっしゃる観光客をボランティアとしてガイドする、そういった方々を養成するというような取り組みも進んでいるということです。右側でございますけれども、この歴まち計画を策定することを契機として、従来あった伝統行事を無形文化財として指定をする。こういった取り組みも進んでいるといった効果がございます。

次は、観光でございます。左の方にいきますと、伝統文化の体験交流施設の整備、あるいは伝統行事を担う人材を確保する仕組みの構築、あるいは右側の方で多言語表示の総合案内板、あるいは関連する音声設備、こうしたものを整備することによって、いわゆるインバウンドを上手に受け入れて、その地域において、外国人の観光客を増加させていく。こうした取り組みも進んでいるということです。

それから効果の6番目、最後になりますけれども、シビックプライドとありますけれども、やはりこれも歴まち計画の策定を契機として、地域の住民の方々が自らの意識を高めて、それによって地域が活性化しているという事例でございます。左側は、地元住民が、まちなみの研究会を結成して、自らまちの研究を進めて、その成果を実際に町家の改修に活かしたという例でございます。右側のほうは、市と自治会が歴史まちづくり協定というものを結んで、住民自ら景観基準を定めて、歴史的なまちなみを残そうという意欲的な取り組みをされている例でございます。

ここまで、いくつか効果をご説明申し上げましたけれども、実際に認定されている都市の多くでは、この歴史まちづくりの実施にあたって体制強化に努めているということございまして、福島県の白河市の例でございますけれども、従来、下の左側にありますけれども、行政分野、部門ごとに分かれていた歴史まちづくり関連する部局でございますけれども、これを右側のように一つの部局の中に再編成するということでもありますとか、加えて、町内の推進本部というものを設けるという取り組みがなされています。ここには明示ございませんが、認定都市約80あるうちの約2割の都市にお

いて、歴史まちづくりという名称を冠した部署が実際に存在しています。

それから、これは歴まち法に規定があるものですが、地域に根ざして、その歴史的なものを守る保全活動に貢献されているような NPO 法人が、歴史的風致維持向上支援法人として認定することができるという規定でございます。これに認定されますと、実際にその歴史的風致の維持に必要な建造物の整備・保全・管理、あるいは、これから申し上げる法定協議会への参加が可能になります。こちらがその法定協議会です。歴まち法に基づいて設置することができる協議会でございます。歴まち計画の作成にあたっての協議、あるいはその実施段階において進捗がどうであるかとか、あるいはその進捗に合わせて今後どうすべきであるかという、そうした議論ができる法定協議会、こうしたものも組織することができます。真ん中の丸でございますけれども、構成メンバーとしては、その関連する事業の実施主体、それから今申し上げた指定された法人に加えて都道府県、あるいは文化財等の所有者、あるいは学識の経験者の皆様、こうした方々で構成されるものとなっております。現在認定されている全ての都市においてこの協議会が組織されて、進捗の確認等が行われているということでございます。

全国を取り組み状況ですが、この仕組みができて 12 年、現在 83 の都市で認定がなされています。この計画には目標とする期間というものを設定することになっておりまして、概ね 10 年ですが、平成 29 年度以降をご覧くださいますと、下の方に 3、10 という数字が出て参ります。つまり 1 期計画を終えて、2 週目に入っているこうした自治体が近年増えてきているという状況でございます。

こちらは認定順に、その年を並べたものでございます。右下に熊本のところを囲っておりますけれども、今年の 6 月に 4 年前の熊本地震で損壊した熊本城の復興に取り組んでおられる熊本市さんが、この認定を受けて、城の復興とあわせて、周辺の歴史まちづくりにより一層力を注いで行こうというような取り組みをされようとしているところでございます。そして、日本地図をご覧くださいますと、北海道と沖縄のブロックには未だ認定都市がないという状況でございます。

最後になりますけれども、これは 4 年前に国の審議会でもって、これからの歴史まちのあり方の方向性の答申を受けた時の項目でございます。ざっと申し上げますと、歴史的な建造物を守るために、やはり民間資金もこれから活用すべきではないか、あるいは、景観施策について屋外広告物条例も含めてより充実させるべきではないか、さらに認定した都市の間でのノウハウを共有してネットワーク化をもう少しやっていくべきではないか、そして 1 期が終わったところの評価をきちんとやって次の計画に反映していくべき、こうしたような視点が示されていて、認定された都市では、このような方向で、これからの取り組みが進められていくということになってございます。

最後になりますけれども、先ほど申し上げましたが、沖縄でまだ認定されている市町村がないという事で、私共としましてはぜひ沖縄県において、こうした仕組みを活用された認定都市の誕生を期待してございます。何かあれば、いつでもご相談をお受けしますので、よろしく申し上げます。本日は、お時間をいただきまして、どうもありが

とうございました。

○池田部会長

どうもありがとうございました。では、引き続いて、那覇市の説明をよろしくお願ひします。

○関係機関（島袋都市計画課長：那覇市）

那覇市都市計画課の島袋と申します。よろしくお願ひします。本日は、都市計画における「首里地域のまちづくり」について、那覇市都市計画マスタープランというのを策定して都市計画について位置づけております。それについてご紹介し、あわせて首里地域での本市のこれまでの取り組みのいくつかをご報告させていただきます。

それでは、はじめに、「那覇市都市計画マスタープラン」の位置付けについてです。那覇市都市計画マスタープランは、那覇市の最上位計画である「那覇市総合計画」の将来像の実現に向けて、主にハード面からのアプローチによるまちづくりの目標や方向性を示すものでございます。行政だけではなく、市民、事業者、NPOなどの多様な主体と「まちづくりの目標」を共有するための計画であります。

本市のマスタープランは、昨年度、令和2年3月に全面改訂を行っておりますが、その改訂にあたりましては、画面にもありますように、市内全域を対象とした「タウンミーティング」や市内7地区での「地域ワークショップ」などを通して、様々なご意見をいただきながら策定にいたっております。

本マスタープランは、「市全体のまちづくりの目標や分野別のまちづくり方針」に加えて、「地域ごとのまちづくり方針」などで構成されております。

まちづくりの目標といたしましては、「魅力あふれるコンパクトなまち」「誰もが移動しやすいまち」「那覇らしい歴史や文化の薫るまち」などの9つを掲げております。

地域のまちづくり方針につきましては、市域を九つに区分し、地域ごとの将来像や方針を定めております。

それでは、首里地域の位置づけをご紹介いたします。まず、首里地域の将来像としてお示しておりますが、文化財や御嶽、樋川などの歴史・文化遺産、地形や水系などの保全・活用、歴史的な環境に配慮した景観形成、趣と落ち着きのある住環境の形成などご覧のように掲げております。続きまして、土地利用の方針としましては、昔ながらの集落環境を保全しながらの緑豊かな低密度の住宅地形成、龍潭通りについては、生活店舗、観光客の市街地散策を誘導する飲食店の立地誘導などを掲げております。次に、交通体系の方針ですが、地元客や観光客が快適に歩ける歩行空間の整備、スージグワーなどの魅力を活かした、歩いて回りやすい城下町の道路整備などの他、公共交通を中心とした多様な移動手段の利用環境向上・充実等についても記しております。暮らしと交流の方針につきましては、河川の浄化・親水化、骨格を形成する緑地の保全、歴史的景観の形成や眺望景観の保全、歴史・文化遺産の保全・活用・再生やそれらを結ぶ歴史の散策路づくりとそれらを活かしたまちづくりの推進、そして、暮らす人と訪れる

人のバランスの取れた交通環境の形成などを示しております。

本市のハード面からのまちづくりについては、基本的に本マスタープランの方針に沿って事業や施策を展開することになります。

次に、これまでの本市の首里地域での取り組みをご紹介します。

はじめに景観に関する取り組みでございます。本市では、昭和 60 年に「都市景観条例」を制定し、平成 6 年には「首里金城地区」を、平成 14 年には「龍潭通り沿線地区」を都市景観形成地域に指定し、赤瓦屋根や琉球石灰岩の石工事等の優れた都市景観の形成に寄与する行為に対して工事費の助成を行っております。

「首里金城地区」は、首里城の南側、首里台地の斜面に位置する、石畳の真珠道を中心とした約 22ha を指定しており、平成 6 年度から令和元年度までに、118 件の景観形成への助成を行っております。

次の上の写真は、景観形成地域へ指定する前、25 年ほど前の写真ですが、市内の多くの地域と同様に、コンクリート陸屋根（ろくやね）のまちなみとなっております。下の写真は、最近の様子ですが、約 25 年にわたる取り組みによって、首里らしい歴史的な景観が戻りつつあります。

次に「龍潭通り沿線地区」は、観光と商業が共存しあう環境づくりや、首里らしい歴史的な面影のある道路や沿道景観の形成を目指し、通り沿線の約 8ha を指定しており、平成 15 年度から令和元年度までに、82 件の助成を行っております。県道である龍潭通りは、幅員 16m への拡幅工事が行われており、その拡幅工事とともない建て替えられる建築物を修景することで、写真左上の指定前の景観から、城下町のメインストリートに相応しい景観へと変わりつつあります。

続いて、建築物を二つご紹介します。画面に映っているのは、城西小学校の校舎でございます。1983 年に立案された全体計画に基づき、以降 3 期に渡って整備が行われてきました。全体計画立案時には、未だ、首里城は復元されていなかったのですが、首里城跡の歴史公園化を前提として計画をいたしました。分節された赤瓦屋根の連なりなどにより、伝統的な集落景観をイメージさせる城西小学校が与えたインパクトは、それ以降の周辺の景観形成にも多大な影響を与えてきたものと考えております。

こちらは、首里金城町に建つ「首里金城村屋（しゅりかなぐしくむらや一）」です。この建物は、沖縄の伝統的な住居建築を基にした純木造建築で、首里金城町において歴史文化と景観に配慮すべき地域のモデル建築物となっております。

続きまして道路についてですが、首里地域においては、高低差のある地形や昔ながらの集落形態を残した狭隘な道路が多いことから、快適な生活基盤を支える道路整備も重要であります。地域におけるサービス道路として、寒川線、金城西線、金城東線などの整備を整え、生活の利便性向上と安全な歩行環境の充実を図ってまいりました。併せて、地域に残る歴史的文化的な街並みの保全と創出のための道路整備として、金城町細街路整備事業をおこなっており、道路部分において石積みが連続した街並みを整備することで、道路と建物の双方が相まった、歴史的文化的な街並みの創出に取り組んでいるところでございます。

次に歴史散歩道整備でございます。「首里宿道散歩道」として、首里赤平町から首里当蔵町龍潭通りまでの延長約410mの区間を整備いたしました。左上の写真が整備前、右上は整備後の状況でございます。道路整備によって、落ち着いた住環境の形成を図るとともに、儀保駅から首里城公園へ来訪者を誘導する役割も果たしています。また、下段の写真は、琉球王朝時代に整備された、首里から南に延びる幹線道路である「ヒジガービラ散歩道」として整備した「市道 赤田北線」と「市道 崎山4号」でございます。

次の写真ですね。地域の道路沿いには、憩いと交流の広場として、ポケットパークの整備等も行っておりまして、城西小学校への入口、龍潭通り沿いに整備したポケットパークでは、小学生から観光客まで、幅広い皆さんに活用いただいております。最後に、現在取り組んでいる「大中町内細部街路」についてです。大中町内細部街路は、昭和35年に、地域内の交通処理や住環境の改善、都市防災の向上等を目的として都市計画決定されておりますが、現在まで事業化には至っておりません。細部街路が位置する、首里城の北側地域には、士族の屋敷跡など、城下町の名残が各所に残っており、多くの歴史的・文化的遺産を有するエリアとなっております。

当該道路計画については、地域の将来像を踏まえ、地域内の優れた環境や歴史的・文化的遺産を保全・活用しながら、住環境の改善などの地域課題の解決に資する計画の変更を予定しております。地域内でのワークショップでは、特徴的なまちなみの保全や創出に向けた、地域の景観ルール作りについても沢山のご意見をいただいております。

今後は、地域の理解と協力を得ながら、金城町や龍潭線沿線地区のような、地区の景観形成基準を定めることなどで、将来に渡って住み続けられる魅力的な地域づくりにも取り組みたいと考えております。

足早ではございますが、都市計画による首里のまちづくりについての那覇市からの報告は、以上でございます。

続きまして、「首里城周辺地域の交通施策について」担当副参事の平良より報告いたします。

○関係機関（平良副参事：那覇市）

私のほうからは、首里城周辺地域の交通政策について、那覇市総合交通戦略の計画と併せ、昨年4月に首里城周辺まちづくり連絡調整会議を立ち上げ、地域住民から聞き取りをした交通の現状等を説明していきたいと考えております。

こちらが那覇市の上位計画として上段に書かれています、第5次那覇市総合計画があり、「なはで暮らし、働き、育てよう、笑顔広がる元気なまち NAHA」をまちづくりの将来像として掲げております。

那覇市都市計画マスタープラン総合計画の将来像実現に向け、主にハード面からのアプローチによるまちづくりの目標や方向性を示しております。第5次総合計画やマスタープランを踏まえ、那覇市では、様々な交通問題を改善するとともに、本市が目指

すまちづくりの実現に向け、交通からまちづくりを支える目的に「那覇市交通基本計画」を策定しております。

交通基本計画は、那覇市の交通の基本的なあり方や総合交通体系などを示し、その実現に向けて取り組むべき「ハード・ソフト施策」を盛り込んだ計画となっています。また、交通基本計画で掲げた施策を着実に実施していくために、短中期的な取り組みをまとめた「那覇市総合戦略」を併せて策定しております。

那覇市総合戦略は、効率的かつ効果的に施策を推進するため、具体的な施策パッケージや、地域ごとの施策などを盛り込み、関係機関の総力による取り組みを示したものでございます。

こちらが首里地域の総合戦略の内容となります。改定前のマスタープランからの地域の将来像となっておりますが、首里城を中心とする地域に数多くの歴史的文化的遺産や水系など、自然環境を活かしたまちづくりを進めると同時に、伝統産業の育成などを進め、歴史と文化の香る首里のまちづくりを目指しております。

こちらは首里地域の交通の特性でございます。交通の現状課題を整理しております。中心市街地につながる幹線道路において交通渋滞が見られ、龍潭通りは通過交通と観光客の主要な動線となっているため、レンタカーや通過交通の抑制が課題となっております。また、歴史性のある住宅地として、地域の魅力である歴史的な街並み形成やスーパーストリート等の保全と生活道路整備をはじめとした住宅環境の改善の両立も課題でございます。こちらは、平成24年と平成30年を比べたETC2.0を搭載した車両から、各車両の速度データを集計、解析したものです。紫が平均速度0～10km/h、赤が10～20km/h、オレンジが20～30km/hとなっております。

首里城駐車場への経路のうち黒破線で示した道路が、こちら首里高校の裏門通りになりますが、平成24年と平成30年で各時間帯における車両の速度の変化を示したものでございます。

平成24年時点では、C、D区間で12時～16時の一部の時間帯で混雑が見受けられますが、平成30年では、ほとんどの時間帯で特にC、B区間で交通環境の悪化が見受けられます。

次に、こちらの首里城内駐車場への経路のうち当蔵方面から池端交差点を左折し、首里城前交差点までの黒破線で示した道路において、特にD区間、池端交差点から首里城前の交差点の間で、ほとんどの時間帯で交通環境が悪化していることが見てとれます。

こちらは、首里城内駐車場への経路のうち黒破線で示した首里城の背後、裏側の道路において、首里城付近で、ほぼすべての時間帯で交通環境が悪化している状況が見てとれます。

これは地元の方からも、写真を提供いただきました。今、説明した通り、ETC2.0のデータにおいても交通環境が悪化している状況が見て取れましたが、写真を見てお分かりのとおり、首里城へ、そして首里城からの観光バスが連なり、交通渋滞している中、緊急車両が通る様子を撮影したものの写真を提供頂きました。このような現状を

踏まえて、首里地域の戦略の方針を示したものでございますが、龍潭通りにおける快適な歩行者・自転車走行空間の創出と、スーヅグワ―の魅力を活かした回遊性・利便性が高まる周遊ネットワークの整備の実現に向けた主要な施策を定めています。

これらの実現に向け、一方通行の導入、それから、フリンジパーキング等の整備、面的速度規制やゾーン内への自動車交通の抑制など、段階的な自動車交通の抑制を図るとしています。

このうち、主要な施策のうちいくつか他都市の事例などをまじえながら紹介したいと思います。

まず、一方通行の導入による徒歩や自転車空間の確保でございます。こちらら松山市の事例を紹介しています。

地元の熱意や自主的な取組み等を受け、市では、当初2車線あったものを1車線化し、歩道空間を広げ、また自転車走行空間を確保し、交通への影響等を検証するため社会実験を実施しております。この社会実験の結果、ロープウェイ通りの歩行者交通量は、実験前の平常時と比べ、土曜日で最大41%増加し、自動車の走行速度は、平常時と比較し、土日は平均7km/h、平日においても平均3km/h速度が低下した結果が示されております。その結果、こちらの実験前・実験時の状況の写真でございます。それを踏まえまして、今、整備後の写真を示しております。

次に、パーク&ライド駐車場を整備、それからコミュニティバスやシャトルバス等の導入でございます。首里城まで案内することは有効な手段と考えます。

パークアンドライドそれからコミュニティバスシャトルバス等の導入については、現状は、首里城内に大型バスの駐機場やレンタカーの駐車場があり、そこに車両が集中するため交通渋滞が発生していたことがETC2.0、それから写真でお分かりになったかと思えます。首里城周辺の交通渋滞を改善するためには、この総合戦略に位置づけがあるように、パーク&ライド駐車場、那覇インターチェンジを出た県管理の駐車場がございます。そこあたりに交通結節点を整備する。そして、農業試験場跡地にパーク&ライド駐車場を整備し、そこから、シャトルバスなどで観光客などを運ぶことができれば、首里城周辺の観光バスやレンタカーの数は大幅に減少し、交通渋滞の改善が図られるものと期待しております。

次が、観光交通等を抑制するゾーンでの面的速度規制による安全性の確保でございます。

こちらは、ハンプとは、道路の路面に設けられた凸部による自動車の速度を抑制する対策の一つであります。また、道路幅員を狭くし、自動車速度を抑制する対策の一つとして、狭くする対策もございます。

次に、左側の写真は、ライジングボラード、これは昇降式の車止めとなりますが、許可された車両のみが近づくと、車止めが下がって、許可車両が通行できるというような状況でございます。

これは、千葉県かまがや市の事例でございます。このような対策、狭窄、交差点にカラー舗装することで、速度抑制の効果、それから事故削減効果があったというような

もので示されております。

こちらが、昨年4月に立ち上げました。まちづくり協議会を通して、住民の方からいただいた意見でございます。この、観光バス、レンタカー、タクシー、地元車両に分けて整理しております。まず、観光バスでございますが、当蔵方面から守礼の門方面へ左折して首里城公園侵入する観光バスが多い。それから、観光バスの通行量が多く、恒常的に渋滞している。また、沿道住民が健康問題、騒音で悩まされているとの意見がございました。

次に、レンタカーでございます。首里城への近道として、大中町内を通過するレンタカーなどの車両が多い。それから、首里城方面と間違っ、城西小学校正門道路へ進入するレンタカーがある。また、池端交差点から首里城前の交差点において、レンタカーの通行量が多い。というような意見がございました。

それと、地元車両、タクシーについても同じでございますが、大中町内を通過する地元車両、送迎車両が多く、事故発生懸念の声があります。首里城前交差点から首里高校側に路上駐車が多く見受けられる。というような意見もございます。

こちらは、最後になりますが、観光バスの運転手の方から聞き取りをした内容を整理しています。地下駐車場は、10分以上の利用から課金させるため、乗降だけの利用時にも、利用料を支払っている。地下駐車場が空いていれば駐車するが、満車の場合には降車させた後場外に出て、再度時間に合わせて迎えに来る。団体客は集合場所をバスの車内としており、人によっては下車しない客や、早めに戻ってくる客もおり、地下駐車場に駐車し待機する方が客としても運転手としても好都合である。このようなバスの運転手からのご意見も頂いております。これまでの、地域住民からの聞き取りやバスの運転手からの聞き取り、そしてETC2.0からも渋滞の状況等を示してきました。その大きな要因も見えてきたかと思えます。このようなことから、首里城への観光客の誘導をどうすべきか検討する必要があると考えています。

私からは以上でございます。

○池田委員長

どうもご苦労さまでした。時間がだいぶ過ぎてしまったので終えないといけないと思います。

審議が十分でなく、時間が足りなかったとか、webの問題もあったりして、意見交換がなかなか足りない点もあったかもしれません。ただ、1回目ということで、理念とか方針を中心に進めましたので、皆さんのご意見も、より具体的な基本計画おけてということで、次回の方で、さらにしっかりしたご議論していただければと思います。

まとめということではないですか、ちょっと簡単に振り返りますと、やはり、目標として基本計画なのか構想なのかということで、首里杜構想は「構想」とはいいながら、今後の事を考えなくとも、基本計画につながるものまで、なるべく具体的に議論しようということが一つあったと思います。

それで具体的な政策とか方策とか体制作りとか、あるいは法制度であったり、事業手

法だったり、そういうものと活用の仕方とか、そういうのも含めて議論できるように持ってきていただければと思います。あとは、他にも「まちづくり」とまだ漠然としているので、そのイメージはどのようなものなのかとか、それから、交通含めてデータの整理といますか、検証、それも必要ではないのかと、それから、首里地区に点在している色んな歴史文化資源がありますので、これを、もう少し再確認しながら、どう活用するかということも大事だと思います。

今日、最後に色々情報提供ありがとうございました。時間がなくて申し訳ないですが、できましたら資料は事前配布をいただければと、参考資料となるものは事前配布していただければと思いますので。ちょっと要望も含めて締めくりたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、そういうことで、これで一旦閉じます。

事務局に、今後の事も含めて、アナウンスをお願いします。

○事務局（屋比久課長）

池田部会長、委員の皆さま、そして、今日ご説明していただきました沖縄総合事務局望月調整官、那覇市の皆様、どうもありがとうございました。本日は、ちょっと抽象的な議論になってしまったので、委員の皆さまにおきましても、ご意見をどう議論していただくかというところで、少々戸惑いがあったかもしれません。ただ、今日をいただきましたご意見、また、いのうえ委員からございましたまちづくり団体の皆さま方のご意見、そういったものも踏まえながら、取り入れながら、たたき台を作った上で、また次回、あるいは、親会、次の部会という形に反映させていただき、具体的な形で見ていただいて、さらに議論を深めて頂けよう努めて参りますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

なお、次回の開催につきましては後日調整させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、来週中に本日の議事録を議員の皆様の方へご確認をしていただくために、送付したいと思います。準備が整い次第メールにてお送りいたします。お忙しいところですが恐縮ですが、確認のほどよろしくお願ひいたします。事務局からの連絡事項は以上でございます。今日はどうもありがとうございました。